

マイナンバーカードは お持ちですか？

マイナンバー制度は、住民一人一人に番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目指して平成27年に導入されました。

具体的には、複数の機関にある情報が同じ人の情報であることを確認できたり、国など行政への申請時の添付書類の削減や情報連携で手続きをスムーズにするなど活用されています。今後、マイナンバーカード(個人番号カード)を健康保険証に利用できるなど利用範囲は広がる予定です。カードの申請が始まって、5年経ちますが、カードの普及率は全国で17%にとどまっています。本町においては、12%です。(令和2年6月末現在)

税務住民課窓口でも

簡単に申請できます

マイナンバーカードの申請方法は、専用の申請書で郵送、パソコンやスマートフォンで申請、コンビニ等の専用写真機で送信するなど様々ですが、今回税務住民課窓口でも写真撮影して申請書を送信するサービスを開始しました。マイナンバーカードの申請がまだお済みでない人は利用ください。窓口での申請方法は次のとおりです。

- ① 専用のタブレットで、通知カードと一緒に送られてきた「個人番号カード申請書」についているQRコードを読み取る。
- ② 写真を撮る。
- ③ 内容確認の上、送信する。

QRコードが見当たらない、また、氏名や住所に変更があつて当初のQRコードが使用できない場合は、窓口にて新たなQRコード付申請書をお渡しします。

申請から約1ヶ月でカードができてあがり、町から受取りに関するお知らせをします。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

マイナンバーカードで「マイナポイント」をもらおう！

マイナンバーカードを使ってマイナポイントの予約・申込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をする、最大5,000円分のポイントが付与されます。マイナポイントの申込みは始まっており、令和2年9月1日から令和3年3月31日までのチャージや買い物が対象です。なお、チャージや買い物の際にマイナンバーカードは使用しません。

マイナポイントをもらうには「マイキーID」が必要！

マイキーIDの設定(マイナポイントの予約)は、自宅でパソコンやスマートフォンでできますが、税務住民課窓口でも案内可能です。